

## IX 諸規則

# 編集委員会規程

(趣 旨)

第 1 条 会則第 3 条第 2 項にもとづく編集委員会の運営は、本規程によって行うものとする。

(構 成)

第 2 条 編集委員会は、委員長、委員および幹事で構成する。

② 委員長は、会長が指名し、理事会の承認を求める。

③ 委員および幹事は、委員長が指名し、速やかに理事会の承認を求める。

(任 期)

第 3 条 委員長の任期は、就任後 3 回目の研究大会終了の日までとする。再任は妨げない。

② 委員および幹事の任期は、委員長の任期に準ずる。再任は妨げない。

(業務内容)

第 4 条 編集委員会は、『国際会計研究学会年報』（以下、『年報』という。）の編集および発行に関する業務を担当する。

② 編集委員会は、本会の会員に対して原稿の募集を行う。また、必要に応じて原稿の執筆を依頼することができる。

③ 編集委員会は、原稿の枚数、内容等によって、その掲載を拒否ないし制限することができる。

(年報の発行)

第 5 条 『年報』は、原則として、年 2 回発行するものとする。

(掲載内容)

第 6 条 『年報』に掲載する論文および報告等は、次のものとする。

1 編集委員会の募集による会員の原稿（以下、応募原稿という。）

2 編集委員会が依頼する以下の原稿（以下、依頼原稿という。）

(1) 特定のテーマについて執筆されるもの

(2) 国内外の学会動向や年度総括的なもの

(3) 研究グループ報告

(4) その他

(執筆者の資格)

第 7 条 前条による応募原稿の執筆者は、本会の会員（院生会員を含む。）に限る。ただし、編集委員会が認める場合は、その限りでない。

(査読制度)

第 8 条 第 6 条第 2 号 (1) の自由論題応募原稿には、査読を付するものとする。ただし、

統一論題応募原稿はその限りではない。

- ② 査読制度の運営は、別に定める査読制度に関する申し合わせによる。
- ③ 査読による審査を受け、掲載が決定した応募原稿には、編集委員会がその旨を明記する。

（著作権）

第9条 『年報』に掲載された原稿の著作権は、本会に帰属するものとする。

（本規程の改廃）

第10条 本規程の改廃は、理事会がこれを決定し、会員総会で報告するとともに、速やかに本会ホームページにおいて会員に周知する。

（附 則）

- 1. 国際会計研究学会編集委員会 2011年12月14日決定
- 2. この規程は、令和元年8月31日から改正施行する。

# 査読制度に関する申し合わせ

## 1 査読者の決定

- (1) 編集委員会委員長（以下、委員長という。）は、応募原稿の査読担当候補者を選出するための編集小委員会を設けることができる。
- (2) 編集小委員会は、委員長ならびに委員長が指名した編集委員会委員（以下、委員という。）および編集委員会幹事（以下、幹事という。）で構成する。
- (3) 編集小委員会は、各応募原稿につき査読担当者候補3名を選定し、編集委員会に諮る。なお、査読担当者候補3名のうち1名は、委員でなければならない。
- (4) 編集委員会は、編集小委員会の提案をもとに査読担当者を決定し、査読を依頼する。
- (5) 編集小委員会を設けない場合には、編集小委員会の業務は、編集委員会が行う。

## 2 査読手続

- (1) 査読担当者は、2（2）に規定する査読評価の基準および2（3）に規定する査読方針にしたがい査読を行い、2（4）に規定する査読結果およびそれに至った判断理由を回答期日までに委員長宛に書面にて報告する。
- (2) 応募原稿の査読にあたっては、次の査読評価の基準により評価を行う。
  - ① 有用性：学界等に貢献があり、論文を公表することに意義がある。
  - ② 新規性：論文として新規性および独創性がある。
  - ③ 信頼性：構成が論理的であり、表現についても適切である。
- (3) 応募原稿の査読にあたっては、次の査読方針により評価を行う。
  - ① 「有用性」あるいは「新規性」に優れている場合には、積極的に採択する方向で検討する。
  - ② 査読結果として「修正の上、掲載可」とする場合には、応募原稿執筆者がどの部分をどのように修正すれば掲載可とされるのかを具体的かつ明瞭に指示する。
  - ③ 「新規性」について問題がある場合には、既発表文献を引用するなどして具体的に指摘する。
  - ④ 査読担当者は、確認できない内容や事実に関しては、応募原稿執筆者に追加的な説明を求めることができ、査読担当者はその説明にもとづいて評価を行う。
  - ⑤ 再査読にあたっては、前回の査読結果との論旨の一貫性を保持する。
- (4) 応募原稿の査読結果は、次の①から⑤のいずれかを選択する。
  - ① 無修正掲載可 5点
  - ② 語句等の一部修正の上、掲載可 4点
  - ③ 趣旨に変更のない修正の上、掲載可 3点
  - ④ 趣旨に影響する修正が必要であり掲載は厳しい 2点
  - ⑤ 掲載不可 1点

### 3 掲載論文の決定と原稿の修正

- (1) 編集委員会は、査読担当者から委員長に報告された査読結果を基にして、査読担当者3名全員が査読結果5点である論文を掲載対象論文として決定し、当該論文の執筆者にその旨を伝える。それ以外の論文については3(2)にしたがって掲載対象論文の仮決定を行う。
- (2) 掲載対象論文の仮決定は、原則として、査読担当者3名のうち少なくとも2名の査読結果が3点以上であることを条件とする。ただし、他の1名の査読担当者の査読結果が1点である場合には、この限りではない。
- (3) 編集委員会は、3(2)で仮決定された論文執筆者に対して回答期日までに査読担当者の指摘事項につき修正するよう依頼する。
- (4) 査読担当者3名のうち委員である査読担当者が修正結果について確認し、編集委員会に報告する。
- (5) 編集委員会は、3(4)の報告結果にもとづいて掲載の決定を行う。
- (6) 編集委員会が指定した期日までに修正論文の返送がない場合には、投稿を辞退したものとみなす。

### 4 同一執筆者による複数原稿応募の取扱い

同一執筆者が複数の原稿を応募する場合には、第1著者としての原稿の投稿は1論文に限る。同一執筆者を第1著者としなない複数論文の投稿は制限しない。ただし、複数論文について査読担当者が掲載を可としても、複数論文を掲載対象論文とするかどうかは委員会で決定する。

### 5 本申し合わせの改廃

本申し合わせの改廃は、編集委員会の過半数の賛成によって発議し、理事会がこれを決定し、会員総会で報告するとともに、速やかに本会ホームページにおいて会員に周知する。

(附則)

1. 国際会計研究学会編集委員会 2011年11月21日決定
2. この規程は、令和元年8月31日から改正施行する。

# 『国際会計研究学会年報』執筆要領

## 1. 表紙

表紙には、論題、執筆者名、所属および肩書き、論文要旨（日本語（横 30 字×縦 25 行以内））を記載する。

## 2. 原稿の様式

応募原稿は、MS Word による横書きで、B5 判、横 40 文字×縦 37 行とし、余白は上 25mm、下 20mm、左・右 20mm をとる。原稿は、原則として、刷り上がり 15 頁前後とする。ただし、編集委員会が妥当と認めた場合には、制限頁数を超えることができる。

日本語は MS 明朝、英語は Times New Roman とする。見出し、図、表の題目は MS ゴシック（太字）とする。漢字、ひらがな、カタカナ以外の文字（例えば、数字、アルファベット）は半角にする。文字化けを避けるために、特殊なフォント文字は使用しない。フォントサイズ等は次のとおりである。

論題	14 ポイント	センタリング
執筆者名	11 ポイント	右寄せ
所属	11 ポイント	右寄せ
論文要旨	10 ポイント	左寄せ
本文	11 ポイント	左寄せ
見出し	12 ポイント	左寄せ
注（文末）	10 ポイント	左寄せ
参考文献	10 ポイント	左寄せ

## 3. スタイル

本文の節、項等については、以下のようにする。

（1 行空き）

I 見出し

（1 行空き）

本文

1. 見出し

本文

(1) 見出し

本文

注

参考文献

#### 4. 表記

現代仮名遣い，当用漢字，新字体を使用する。接続詞（および，ならびに，また，ただし等）についてはひらがなを，数字についてはアラビア数字を使う。また，外国人名については原語により表記する。なお，本文の句読点は，句点（。）と読点（，）とする。

#### 5. 図表

図と表は必要最小限にとどめ，それぞれ通し番号（図1，図2，表1，表2・・・）を付すとともに，簡単な見出しをつける。

#### 6. 引用および注

文献を引用するための注については，本文の該当個所に次の様式で記載する。

[例] (Sprouse and Moonitz[1962], pp.23-24) (年号については西暦を，表記にあたっては半角文字を使用する)。

また，人名の表記において日本人については姓のみとし，頁の表記においてドイツ語文献についてはSを，和文献については頁を使用する。なお，上記の表記法においては区別ができない場合には，人名については Sprouse, R.T.または高須教夫のようにフルネームに，年号については年号に a, b を付す。

説明のための注については，本文の末尾に一括して記載する。なお，かかる注については本文の該当個所に(1)，(2)のようにルビ上ツキで示す。

#### 7. 参考文献

研究に引用した文献（論文，著書，URL 等）のリストを本文の最後に，和文献と洋文献を区別せず，著者名のアルファベット順に次の様式で記載する。

- ・和書 著者名[出版年]『書名』出版社名。
- ・論文（和） 著者名[出版年]「論文名」『雑誌名』第○巻第○号，○-○頁。
- ・洋書 family name, personal name[出版年]，書名，出版地（または出版社名）。
- ・論文（洋） family name, personal name[出版年]，“論文名，”雑誌名，Vol.○，No.○，pp.○-○。（ドイツ語文献等については Vol, No, pp 部分を適宜変更する。）

なお，personal name については R.T.のように省略する。また，論文の頁数については当該論文のフルページを記載する。さらに，出版年については西暦で記載する。

著者が複数の場合，日本人については中野常男・高須教夫・山地秀俊のように，外国人については Sprouse, R.T. and M. Moonitz のように記載する。

論文が著書の1章に該当している場合，和書については

著者名[出版年]「論文名」編著者名編[出版年]『書名』出版社名，○-○頁。

洋書については

family name, personal name[出版年]，“論文名，” in family name, personal name (ed.)[出版年]，書名，出版地（または出版社名），pp.○-○。

とする。

訳書については、原著書を使用しない場合には和書に準じた取扱いをする。原著書を使用する場合には、原著書について洋書として記載した後に、括弧書きで訳書を記載する。

〔例〕 Littleton, A.C. [1933], *Accounting Evolution to 1900*, New York (片野一郎訳 [1978] 『リトルトン 会計発達史 (増補版)』 同文館出版)。

なお、編著、訳書については、それを引用文献として実際に使用する場合を除いて〔出版年〕の記載は必要ない。ただし、その場合には、編著、訳書の出版地（または出版社名）に続いて出版年を記載する。

## 8. その他

書式の統一を図るため、文章、仮名遣いなどについて、編集委員会が修正することがある。

## 9. 英文要旨

論題、執筆者名、所属および肩書き、論文要旨（英語、1頁以内）を記載する。

## 10. 本執筆要領の改廃

本執筆要領の改廃は、編集委員会の過半数の賛成によって発議し、理事会がこれを決定し、会員総会で報告するとともに、速やかに本会ホームページにおいて会員に周知する。

（附則）

1. 国際会計研究学会編集委員会 2011年11月21日決定
2. この規程は、令和元年8月31日から改正施行する。